

仕 様 書

1 件名

院内照明設備 LED化工事

2 目的

本業務は、公立昭和病院の既設照明器具のうちLED化が未実施のものについてLED照明器具に変更することにより、省エネルギー化の推進および電力使用量の削減を図り温室効果ガス排出量の削減による脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。なお、当院は平成21年に東京都環境確保条例による「特定地球温暖化対策事業所」として指定を受けており、温室効果ガスの排出量削減をはじめとした省エネ活動を積極的に推進する必要がある。この背景を踏まえ、さらなる環境負荷低減と中長期的なコストメリットの実現を目指し、本工事を実施するものである。

3 契約履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 病院建物概要

- (1) 所在地 東京都小平市花小金井八丁目1番1号
- (2) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨ALC造など

5 業務の準備

本業務の実施については、昭和病院企業団（以下「企業団」という。）と十分に調整を図り、病院運営に支障を与えることのないよう万全な体制を構築すること。

6 受託者の要件

本業務を遂行する際には、受託者は、次に示す要件を満たしていることを証明し企業団の許可を得ること。

- (1) 電気工事士法に基づく電気工事士（第一種または第二種）を有する技術者を配置できること。
- (2) 本工事に際し、医療法に基づく病院の感染対策・労働安全衛生法に基づく安全対策等に関する企業独自の教育・研修を受けた作業員を配置できること。
- (3) 労働安全衛生法に基づいた企業独自の高所作業管理基準書を提出できること。
- (4) 機器一覧表に記載される型式のLED照明器具を遅延なく調達・納入できる体制を有し、工事工程に支障をきたさないこと。
- (5) 工事完了後、所定の保証期間中において、速やかにアフターサービスや不具合対

応ができる体制を有していること。

- (6) 発注者が指定する書類（施工計画書、工程表、作業員名簿等）を指定する期限までに提出できること。
- (7) 工事に関する苦情・要望対応の専用窓口を設置できること。

7 受託者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続きを行っていないものであること。
- (4) 参加申込の時点において、昭和病院企業団で定める入札参加資格停止基準による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。参加申込の時点から必要書類提出期限までに入札参加停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 参加申込の時点において、昭和病院企業団以外のすべての官公庁及び自治体病院から入札参加停止措置及び公正取引委員会の排除勧告等の処分を受けていないこと。参加申込の時点から必要書類提出期限までに入札参加停止措置等の処分を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (6) ISO9001 及び ISO14001 の認証を受けていること。
- (7) プライバシーマークの認定を受けていること。
- (8) 直近2ヵ年以内に400床以上の医療機関において同種の履行実績があること。
- (9) 施設賠償責任保険（1事故あたり1億円以上）に加入していること。

8 現場管理者の選任

病院という特殊な場所での工事のため、工事期間中、当院の運営や現場状況を十分に理解し、その状況に応じて工法や日程、時間帯などを柔軟に調整できる体制を整えること。そのため、病院特有の業務や安全管理に精通した専任の現場管理者を選任し、工事開始前に十分な期間をかけて院内の各部門や関係者との事前調整や現場確認を行い、当院の運営や施設の特性を十分に把握したうえで工事を実施すること。現場管理者は過去に当院と同等規模の医療機関での工事管理経験を有し、病院内での調整・交渉・現場管理の実績があること。また、現場管理者は複数名選任することは認

めるが、工事作業責任者、工事作業者が兼任することは不可とする。委託者からの求めがあった場合には、選任する現場管理者の経歴について速やかに提出すること。

現場管理者は以下の項目について、特に注意すること。

- (1) 各病棟・診療科等において、管轄する責任者等の関係者と十分な事前調整を行うこと。
- (2) 院内の動線、医療機器の配置、感染対策、患者・病院利用者・医療スタッフの動向、各エリアの使用状況等を把握し、十分に配慮する事。
- (3) 工事個所ごとに病院関係者と日程調整を行うこと。
- (4) 工事中の制限事項や必要な協力事項について調整・対応すること。
- (5) 病院特有の電気系統及び中央監視システムに精通していること。特に、作業に伴う電源遮断は、原則として作業対象エリアの照明用分岐ブレーカーの開放に限定して行い、他設備（医療機器、ナースコール等）の運用に影響を与えないよう細心の注意を払うこと。
- (6) 什器・医療機器の移動や工事時間帯の調整等を自ら責任をもって実施すること。
- (7) 工事全期間を通じて現場に常駐し、病院側の指示や緊急対応に即時対応できる体制を維持すること。
- (8) 安全管理・品質管理・衛生管理・院内感染対策を徹底すること。
- (9) 緊急時の対応および当院との連絡窓口となること。
- (10) 各種書類の作成・提出を行うこと。
- (11) その他の関連業務（想定外の状況等）に対しても当院と連携を図り、適切に対処すること。

9 事業内容

本事業は、公立昭和病院において既設の照明器具を LED 照明器具へ改修する工事を実施するものである。主な作業内容は、現場の事前調査、施工計画書の作成、既設照明器具の撤去、新設 LED 照明器具の調達・搬入・設置、関連する電気配線工事、調光機能等の既存設備との適合確認、照度測定、絶縁測定、施工範囲の清掃、既設撤去品の指定場所への保管（既設撤去品の処分は不要）、工事完了後の完成図書（完成図、写真、設置機器一覧等）の提出などである。工事は病院の診療業務や患者の安全に配慮し、当院と調整のうえ工程を進めることを必須とする。また、工事期間中は現場管理者の選任し、工事の時間中は現場管理者を配置し、安全管理・品質管理を徹底することとする。

10 器具仕様等

(1) 規格等

今回使用する灯具および器具類は下記の規格等に準拠したものとする。

- ・ 日本工業規格 (JIS 規格)
- ・ 日本照明工業会光源類規格 (JEL 規格)
- ・ 日本照明工業会器具類規格 (JIL 規格)
- ・ 日本照明工業会光源類及び器具類共通規格 (JLMA 規格)
- ・ 日本照明工業会ガイドライン
- ・ 電気用品安全法 (PSE)
- ・ CISPR15 規格 (国際無線障害特別委員会)

(2) 既設器具・参考設置器具及び設置場所 別紙のとおり

(3) 交換方法

原則器具ごとの交換を行うこととするが、以下の対象については清潔領域の為、汚染拡散リスク低減する事を目的とし、既設のガラスカバーと本体を利用し、ソケットを交換し、LEDバーへ交換する事。

対象：（既設仕様/型番）FHF32×2 W220埋込クリーンルーム

(4) 共通事項

- (ア) 使用する器具類は「公共施設用照明器具」のベースライト形、ダウンライト形および高天井形に登録された器種を持つメーカーの製品とすること。
（公共施設用照明器具に器種設定のない種類の LED 照明についても同様とすること）
- (イ) ISO9001（品質）および ISO14001（環境）の認証取得工場で製造されたものとする。
- (ウ) 既設照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。
- (エ) 埋込型照明器具を取り替える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具と取り替える場合には、既存器具の取付跡が見えないようにすること。
- (オ) 照明器具は、既設照明器具の形状や種類を基準とし、設置個所の外観を損なわないものであり、かつ当該設置場所に対する十分な耐環境性を有する製品とすること。
- (カ) 光源の寿命は 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品とし、ちらつきの無いものとする。
- (キ) 平均演色評価数(Ra)は 80 以上とする。
- (ク) 色温度は現状の照明器具と同等のものとする。
- (ケ) 既設器具が調光機能を有している場合は、取替あるいは改造する器具も調光機能付きとする。ただし、既設器具と同等品の LED 器具に対応品が無い場合は当院と協議のうえで選定するものとする。
- (コ) 機器一覧表の器具類型式と異なる型式を採用する場合は、採用するメーカーと型式の全てについて、本仕様書を満たしていることを証明する根拠資料を提出するものとする。また、対応型式が無い場合を除きメーカーは1社を選択すること。
- (サ) 機器の保証期間は工事引き渡し日から3年間とすること。
- (シ) 設置する製品は全て新品であり、製造年が2026年以降であること。

1.1 工事実施要領

(1) 施工計画

工事の施工に先立ち、施工計画書（工程表、施工体制、安全管理計画等）を作成すること。

(2) 事前調査

工事の施工に先立ち、現場の事前調査を十分に行い当院との調整を行ったうえで作業を行うこと。また、調査の段階で仕様書との相違を発見した場合は、速やかに当院に報告し対応を協議すること。

(3) 資材

使用する器具、材料等は全て新品とする。

(4) 搬入経路・作業場所

作業車両、運搬車両等の搬入経路および駐車場所については、事前に当院と

打合せのうえ指示に従うこと。また、資器材置場、一時仮置き場等を当院敷地内に設置する場合も同様とする。

(5) 施工中の留意事項

- (ア) 施工中は、常に当院の運営や施設の特性を十分に把握した現場管理者を立会させ、病棟の状況に応じて、施工範囲の変更等、臨機応変に対応すること。
- (イ) 施工時間は、病棟エリアに関しては平日日中、外来エリアについては夕方以降から夜間または休日を基本とするが、病院業務の特殊性を加味し当院と協議の上、柔軟な対応をすること。
- (ウ) 既設の施設、設備等に損傷を与えた場合は、速やかに受注者の負担により原形復旧すること。
- (エ) 施工に際し生ずる軽微な工事および補修は、本契約内に含むものとする。
- (オ) 停電等運営上の制限が必要となった場合は、事前に当院と協議のうえ指示に従うこと。
- (カ) 粉じんの飛散、騒音等に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (キ) 作業後は都度施工範囲の清掃を行うこと。
- (ク) 作業前後に照明回路の絶縁測定を行い、施工による絶縁低下がないことを確認し完成図書に記載すること。
- (ケ) 既設撤去品は、院内の指定の場所に当院の分別基準に従い適切に分別した上で、院内の指定場所に整理して置くこと。
- (コ) 施工完了後、完成図書（完成図、実施工程表（施工記録）、施工写真（工事前後が判断出来るよう撮影のこと）、設置機器一覧、設備品納品書（取扱説明書を含む）、機器図面等その他必要と認められるもの。）及び発注者指定の工事完了届速やかに提出すること。完成図書は、紙媒体（インデックス見出し付・ファイル綴込）にて1部、電子データ（紙媒体と同内容）1部を提出すること。
- (サ) 本工事は工事完了届の提出後に企業団検査員による検査合格をもって検収とする。

1 2 疑義についての対応

この仕様書の解釈について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲乙間の協議の上定めるものとする。

以上

